

中部大学空手道部規約

制定 1969（昭和 44）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学空手道部」と称する。

（目的）

第 2 条 空手道の精神に基づき健全なる人向形成を計り、中部大学の名誉と発展のために寄与することを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 空手道に関する練習などの活動
- (2) 所属する学生連盟の主催する大会等への参加・観戦
- (3) 空手道に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、主将、副主将及び会計、総務を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 空手道部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行ない、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第8条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行なうものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行なった後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 空手道部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行なったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第16条 本団体に規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1969年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。